明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
一　○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府四二五～四二八）
二　○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（同四二九～四三二）
三　○沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件の一部を改正する件（内閣府・財務九）
○沖縄振興開発金融公庫が業務に係る現金を預け入れることができる金融機関として指定する件の一部を改正する件（同一〇）
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務六）
○日本国に帰化を許可する件（法務六一七）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件（厚生労働四六九）
四　○保安林の指定をする件（農林水産二六九九～二七〇七）
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境一一）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一八三、一一八四）
○昭和四十六年建設省告示第千七百六号の一部を改正する件（同一一八五）
○昭和六十二年建設省告示第千三百五十号の一部を改正する件（同一一八六）
○昭和四十六年厚生省・建設省告示第二号の一部を改正する件（国土交通・環境二）
○道路に関する件（東北地方整備局二〇〇～二〇二）
○道路に関する件（関東地方整備局三九五～三九八）
○都市計画に関する件（九州地方整備局一五〇）
〔叙位・叙勲〕
六　国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）
〔公告〕
六　諸事項
七　官庁
有権者申出方、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係
八　裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
八　会社その他
〔皇室事項〕
八　官庁事項
〔官庁報告〕
九　労働
会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件（会計検査院公示一）
九　特定保安林の指定の解除について（農林水産省）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

告示

○内閣府告示第四百二十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百六号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　茨城県及びつくば市並びに国立大学法人筑波大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第四百二十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百三十号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、